

令和元年 8 月 28 日

各 位

東京都台東区浅草橋 1 - 3 - 1 4
東京文具工業健康保険組合

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による 災害にかかる災害救助法の適用について

このたびの令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害により、多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、災害救助法の適用を決定しました。

当組合では、下記の災害救助法適用地域にお住まいで、被災された被保険者及び被扶養者の方々につきましては、次の支援措置を行いますのでお知らせいたします。

1.健康保険被保険者証（保険証）の提示ができないとき

被災して被保険者証を紛失・消失し、あるいは家に残したまま避難しているため医療機関等の窓口で保険証が提示できない場合でも、次の事項を申告すれば受診できます。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 連絡先（電話番号等）
- (4) 勤務する事業所名

2.健康保険被保険者証（保険証）の再交付

保険証を紛失し、再交付が必要となった場合は、勤務する事業所にご連絡いただくようお願いいたします。当組合では速やかに被保険者証を再発行いたします。

なお、事業所を通じることが困難な場合には、当組合まで直接ご連絡ください。

【災害救助法適用地域】

佐賀県 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町

※ご不明な点等がございましたら、東京文具工業健康保険組合までお問い合わせください。

なお、災害救助法適用市町村は、「[内閣府 防災情報のページ](#)」でご確認いただけます。

【お問い合わせ先】

電話：03-3866-8141